

○帯広市スポーツ賞スポーツ奨励賞規則

昭和 53 年 3 月 27 日
教育委員会規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 20 条の趣旨に則り、スポーツ大会等において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に関し、必要な事項を定め、もつて本市のスポーツの振興に資することを目的とする。

(スポーツ賞)

第 2 条 帯広市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に功労顕著であると認められるものに対し、帯広市スポーツ賞(以下「スポーツ賞」という。)を贈ってこれを表彰する。

- (1) 帯広市のスポーツの普及・振興に特に貢献のあつたもの
- (2) 全国的競技大会において優勝又は優秀な記録を樹立したもの

(スポーツ奨励賞)

第 3 条 教育委員会は、各種大会等において優秀な成績を収めたものに対し、帯広市スポーツ奨励賞(以下「スポーツ奨励賞」という。)を贈って、これを表彰する。

(受賞者の決定)

第 4 条 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞の受賞者は、帯広市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の答申に基づき、教育委員会が決定する。

(表彰期日)

第 5 条 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞の表彰は、毎年体育の日に行う。ただし、特別の事情があるときは、変更することができる。

(委任規定)

第 6 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 25 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日教委規則第 6 号)

附 則(平成 23 年 10 月 21 日教委規則 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。